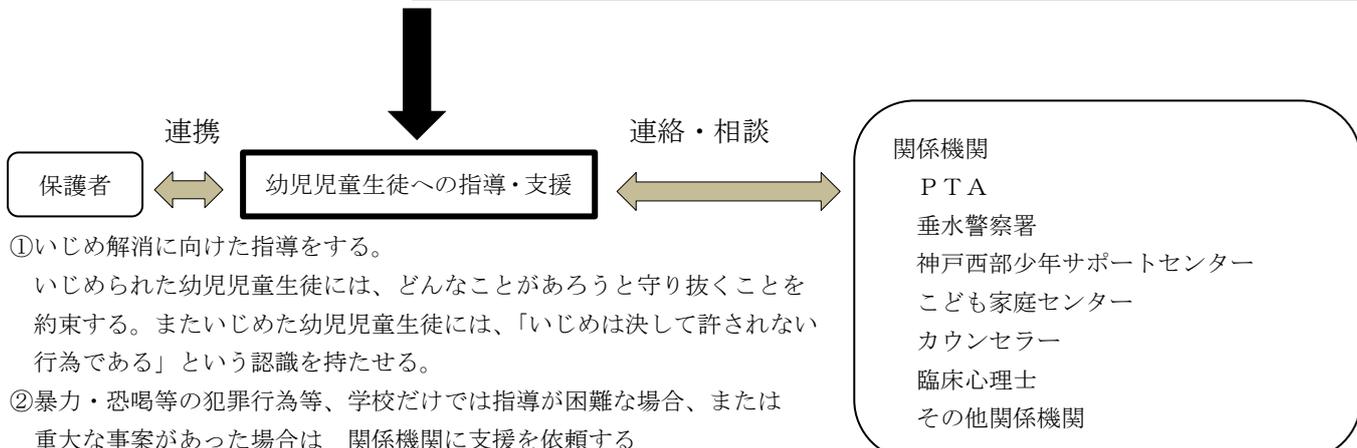
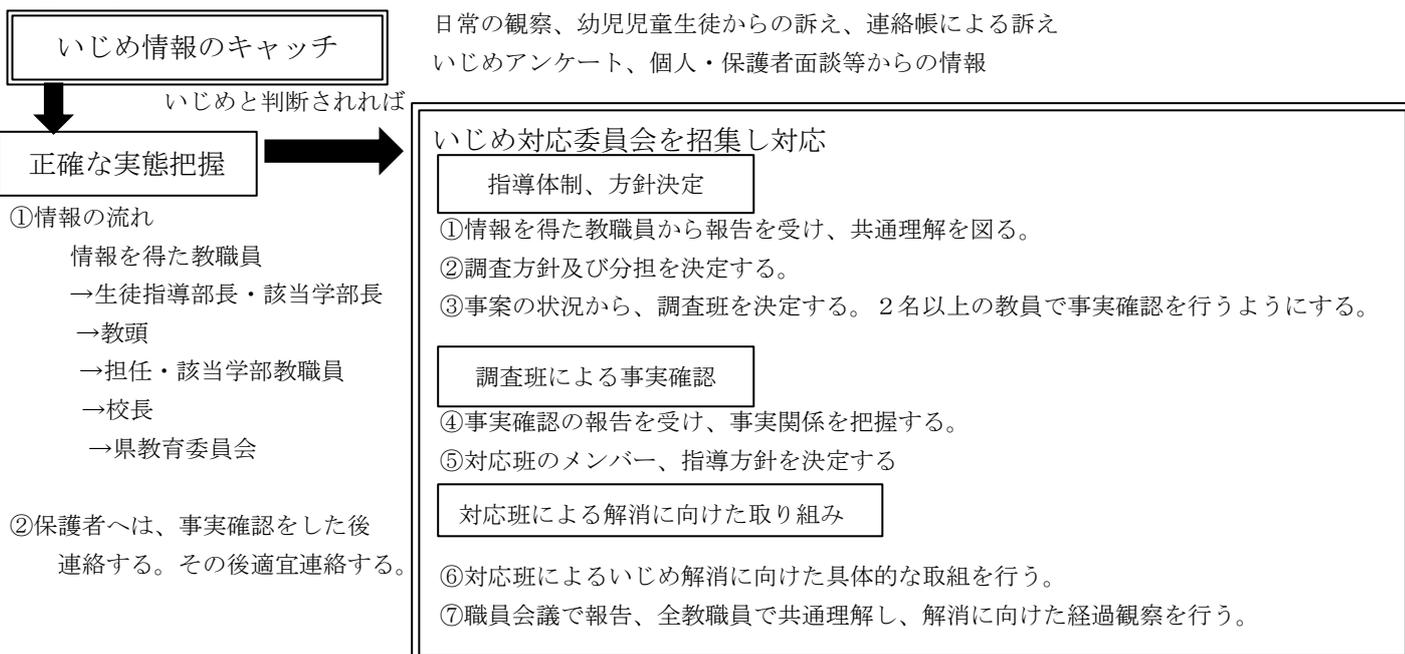


組織的対応



- ①いじめ解消に向けた指導をする。
- いじめられた幼児児童生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。またいじめた幼児児童生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は 関係機関に支援を依頼する
- 再発防止に向けた取り組み
- ①全教育活動を通して、幼児児童生徒にいじめに対する正しい認識を持たせる。
- ②いじめ発生の反省を踏まえて、再発防止のための研修会や、未然防止活動のための研修会などに取り組む。

※生命又は身体に安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。

②県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事後解決に当たる。

③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが分かりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

①幼児児童生徒に、ネットに関する正しい知識を提供する。

②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を幼児児童生徒に認識させる。